

教育・保育給付認定決定通知書について

つくば市幼児保育課 029-883-1111 (内線1554・1534)

◆教育・保育給付認定決定通知書とは

認可の保育施設を利用する資格の内容について、お知らせする書類です。
入所承諾・保留に関わらず、申請をした方全員に対して交付されます。保育施設への入所が決まったこと
の通知ではありません。

認定内容には、認定区分、保育必要量、保育必要性の事由、認定期間の4つの項目があります。

①認定区分

認定	利用施設	対象年齢
1号	教育施設利用	満3歳以上の幼稚園児
2号	保育施設利用	3歳の誕生日の前日から小学校就学前日まで
3号		0歳から3歳の誕生日の2日前まで

②保育必要量

名称	保育可能時間	対象
保育短時間	基本利用時間 最大8時間まで	・勤務時間月120時間未満 ・求職活動中、育児休業中等
保育標準時間	基本利用時間 最大11時間まで	・勤務時間月120時間以上 ・疾病、出産、介護等

※就労時間は父母のうち就労時間が短い者に準じます。

③保育必要性の事由

事由（9種類）				
就労	育児休業	介護・看護	疾病・障害	その他
就学	災害復旧	妊娠・出産	求職活動	

④認定期間

生年月日や保育事由によって個別に設定されます。

◆よくあるご質問

Q. 有効期間が途中で切れている

① 3か月で切れている場合

就労証明書（勤務開始前に取得したもの）もしくは求職活動に関する申立書（求職活動）で申請した方、証明書類を後日提出予定（教育・保育給付認定変更申請書のみを先に提出済）の方は、有効期間を3か月で認定しております。期間を延長するためには、教育・保育給付認定の変更申請を行っていただくか、不足書類の御提出が必要です。

② 3号認定の場合（満3歳になる2日前で認定が切れている）

満3歳に達する日の2日前で3号認定期間が終了し、翌日から2号認定期間が始まります。

③ ①と②に当てはまらない場合

保育必要性の事由に期限がある方（例：就学者の卒業予定日、診断書・障害者手帳の有効期間、育児休業・産前産後休業など）は期限までで認定されます。有効期間の延長を希望する場合には教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。

Q. 育児休業、求職中、月120時間未満の就労だが標準時間での認定を受けたい

原則は短時間での利用となります。就労時間が月120時間未満で、出勤もしくは退勤がお迎えの時間と被ってしまう方は、その旨を幼児保育課に申告したうえで申請をしてください。また、育児休業中もしくは求職中の方で、ほかに保育必要性の事由がある方は、証明書を準備のうえ、標準時間でお使いいただける事由への変更をしてください。詳しくは、幼児保育課に御相談ください。